

# もりびとの魅力きらめきアップ支援事業実施要領

制 定 令和7年3月24日

## 第1 趣旨

この要領は、もりびとの魅力きらめきアップ支援事業について取扱の細部を定めるものとする。なお、もりびとの魅力きらめきアップ支援事業補助金の交付については、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。)、長崎県農林部関係補助金等交付要綱、長崎県森林環境譲与税事業費補助金実施要綱(以下「実施要綱」という。)及びこの要領に定めるところによる。

## 第2 事業の目的

この事業は、森林の適切な管理と林業の成長産業化を両立させるため、人材育成プログラムに基づく取組と、林業事業者が策定した将来ビジョンに基づくPDCA等を基軸に、林業生産管理システム等の生産対策と多様な人材に対応した担い手対策、各林業事業者の課題解決等により「人財が集まり・定着する魅力ある林業事業者」の育成を図ることを目的とする。

## 第3 事業の内容

策定した産地計画・将来ビジョンの実行(将来ビジョン未策定の事業者については新規策定)や生産対策、担い手対策、高性能林業機械のリースに取り組む林業事業者等が負担する経費の一部を助成する。

## 第4 補助対象経費

- 1 補助対象となる事業の区分、内容、経費の範囲は、別表に定めるとおりとする。
- 2 次に掲げる事業は補助対象としない。
  - (1) 国が実施している事業の対象となる事業(ただし、当年度事業での予算措置がされてなく、かつ、緊急性を要する事業を除く。)
  - (2) 県が実施している事業の対象となる事業
  - (3) 市町が実施している事業の対象となる事業
  - (4) 民間助成金の対象となることが明らかな事業
  - (5) 森林環境譲与税の趣旨に合致しない事業
  - (6) その他、知事が不相当と認めた事業
- 3 次に掲げる経費は補助対象としない。
  - (1) 既存事業の財源振り替えとする事業に要する経費
  - (2) 他事業の補助残に充てる経費
  - (3) 施設の維持管理に要する経費
  - (4) 不動産取得に関する経費
  - (5) 職員の人件費に関する経費
  - (6) その他、知事が不相当と認めた経費

## 第5 事業実施上の留意事項

### 1 事業主体

事業主体となることができるものは、以下の(1)(2)いずれかの要件を満たした長崎県内に事業所を有する組織とする。

(1)「産地計画」を策定し、かつ「将来ビジョン」策定済の事業体は、「産地計画」及び「将来ビジョン」の内容に沿って①～④に取り組む事業体(①～③のいずれかの取組は必須)

なお、「産地計画」を策定し、「将来ビジョン」未策定の事業体は、令和9年度までに「将来ビジョン」を策定することを前提に、①～④に取り組む事業体(①～③のいずれかの取組は必須)

#### ①【将来ビジョン実行】

ステップアップを目指して策定した、将来ビジョン及び産地計画の実行にあたってのビジョンのフォローアップや人材育成プログラム研修の受講、並びに、「将来ビジョン」未策定事業体においては将来ビジョン策定に取り組む事業体

#### ②【生産対策】

素材生産量の増加・生産性の向上、事務の効率化に向けたスマート林業技術の導入による林業イノベーションの促進等に取り組む事業体

#### ③【担い手対策】

女性や外国人等の多様な人材の確保・育成、安全・快適な就労環境整備、技能試験・研修等キャリアアップにより、働き続けられる環境整備等に取り組む事業体

#### ④【高性能林業機械リース】

現場の条件に対応した作業システムを構築し、素材生産性の向上に取り組むために高性能林業機械・スマート林業機械をリースする事業体

(2) 上記(1)の取組を行う複数組織を効率的かつ体系的にバックアップする林業関係団体

### 2 事業実施計画

(1) 第5-1-(1)に取り組む事業主体は、もりびとの魅力きらめきアップ支援事業実施計画承認申請書(要領様式第1号)に、産地計画、将来ビジョン、事業計画書(実施要綱様式第2号)、事業計画明細書(要領様式第2号)及び関係書類を添え、別に定める期限までに知事に提出し、承認を受けるものとする。  
なお、将来ビジョン未策定の事業主体については、策定次第提出するものとする。

(2) 第5-1-(2)に取り組む事業主体は、もりびとの魅力きらめきアップ支援事業実施計画承認申請書(要領様式第1号)に、複数組織を効率的かつ体系的にバックアップすることがわかる企画書、事業計画書(実施要綱様式第2号)、事業計画明細書(要領様式第2号)及び関係書類を添え、別に定める期限までに知事に提出し、承認を受けるものとする。

(3)知事は、(1)(2)の実施計画の内容を審査し、適当と認めるときはこれを承認し、承認した実施計画に基づき、予算の範囲内で、事業主体に補助金の額を内示するものとし、事業主体へ通知(要領様式第3号)する。

### 3 交付申請

実施要綱第4条第1項(4)に規定するその他知事が必要と認める書類は次のとおりとする。

(1)事業計画明細書(要領様式第2号)

(2)経費等の根拠資料

① 物品購入・機械リースの場合

見積書の写し、商品カタログ(商品外観・性能・型式等)

② 資格取得等の場合

資格取得講習等の内容(日時・場所・カリキュラム等)

③ 各業務委託や工事請負の場合

委託契約・請書(案)の写し(仕様書等内容がわかる書類も含む)

④ その他

実施内容がわかる書類(数量・期間・日数等、必要性の根拠)

(3)直接雇用する林業専門作業員名簿(計画承認申請時点)

### 4 実績報告等

実施要綱第6条第1項(4)に規定するその他知事が必要と認める書類は次のとおりとする。

(1)事業実績明細書(要領様式第2号)

(2)経費等の根拠資料

補助対象経費に関する領収証及び支出証拠書類等の写し

① 物品購入・機械リースの場合

契約書の写し、購入・リース品の写真、備品台帳

② 資格取得等の場合

資格取得・特別教育修了等が確認できる免許・修了証等の写し

③ 各業務委託や工事請負の場合

契約書の写し、成果等が分かる書類

④ スマート林業機器等の場合

導入前後の比較・効率化した内容等取組内容がわかる書類

(3)その他、実施内容がわかる書類

### 5 書類の経由

(1)第5-1-(1)の事業主体は、第5-2に定める事業実施計画、実施要綱第5条の1に定める事業計画変更承認申請については、所在地管轄の振興局経由で提出するものとし、それ以外においては、知事に直接、提出するものとする。

(2)第5-1-(2)の事業主体は、すべて知事に提出するものとする。

附則(令和7年3月24日付 6林第344号)

この要領は、令和7年度の予算に係る事業から適用する。

別表 もりびとの魅力きらめきアップ支援事業 対象経費

区分			交付対象経費	備考	
大区分	中区分	小区分			
【将来ビジョン実行】	将来ビジョンの作成・経営体分析	経営コンサルタント等の支援を受けて作成する、将来ビジョン(職員の行動規範、素材生産目標、給与体系等の組織経営の改善方針等)に要する経費	コンサルタント等の委託費、講師旅費、報償費、研修受講等の旅費、研修受講費など	・人材育成プログラムに基づく研修を1以上受講するよう努める	
	将来ビジョンのフォローアップ	作成した将来ビジョンについて経営コンサルタント等にフォローアップを受けるために要する経費			
	人材育成プログラムに基づくスキルアップ研修の受講	人材育成プログラムに基づき開催される現場・事務の能力アップのために受講する研修等			
	林業の人材育成研修の受講	森林施業・経営プランナー研修、林業マイスター養成研修等、経営を担うためのスキルアップ研修の受講に要する経費			
	将来ビジョン実行のための視察研修	将来ビジョン実行の先進的な取り組みを行う組織への研修			・視察の目的を明確にするとともに、必要最小限の人数とする。また、実施後は報告書を提出する
	その他、事業体の課題解決に向けた独自の取組				・独自の取組は、現状の課題と取組の必要性を整理し、申請書に添付する
【生産対策】	スマート林業・ICT等による事業の効率化	情報の見える化(一本化)、現地調査の効率化、書類作成(補助申請等)のシステム化、現場と事務所の連携等を行うためのICT機器等の整備に要する経費	ICT等機器・システムを導入する経費、研修等の受講費、旅費など		
	林業機械リース	グラップル等林業機械(高性能林業機械を除く)のリース	グラップル、トラック、フォークリフトなどのリース代、離島は海上輸送費(片道)など	・将来ビジョン等に記載した作業システムを確立する取組を基本とし、既存の作業システムの代替は対象外とする	
	生産性向上装備の導入	生産性向上のための装備(高出力チェーンソー、無線機、繊維ロープ等)の導入	機械装備購入費、リース代など	・装備の単なる更新は対象外	
	生産対策に係る自主研修の開催	安全管理・安全性向上、労働生産性の向上のための研修などの自主開催経費	講師報償費、講師旅費、必要な資機材の購入・リース費、会場借上費など		
	事業エリア拡大の取組	事業体の通常の管轄地区以外への事業エリア拡大に要する経費	旅費、離島は海上輸送費(片道)など	・拡大するエリア管轄の事業体との調整を済ませていることが明らかな書類を添付すること	
	その他、事業体の課題解決に向けた独自の取組			・独自の取組は、現状の課題と取組の必要性を整理し、申請書に添付すること	
【担い手対策】	多様な人材の確保・育成	女性や外国人等の就業情報の収集・発信、仲介業等の手続、多様な人材に対応した就労環境(現場用トイレの購入・リース等)の整備に要する経費	謝金旅費 需用費(資材費、消耗品費、燃料費、印刷費) 備品購入費 役務費(通信運搬費) 委託料 使用料及び貸借料 工事請負費	・女性及び外国人人材に関する取組経費は増額対象	
	安全・快適装備等の導入	防護衣・空調スーツ等の装備の購入やシャワー室・分煙スペース等の施設改修		・装備の単なる更新、施設の単なる改修は対象外	
	労働安全衛生の確保	特殊健康診断(蜂アレルギー抗体検査等)、メンタルヘルス等の受診、専門家等による安全指導やリスクアセスメントの実施など		・個人に処方される医薬品等は対象外	
	新規就業者の安全装備・基本装備品の整備	新規就業者の防護衣等の安全装備の購入やチェーンソー等の基本的な備品の購入			
	林業技能向上研修の受講	技能検定試験、林業機械等各種研修受講費			
	担い手対策に係る自主研修の開催	人材育成のための研修などの自主開催経費		講師報償費、講師旅費、必要な資機材の購入・リース費、会場借上費など	
	その他、事業体の課題解決に向けた独自の取組				・独自の取組は、現状の課題と取組の必要性を整理し、申請書に添付すること
【高性能林業機械リース】	高性能林業機械・スマート林業機械のリース	プロセッサ、フォワーダ、フェラーバンチャザウルスロボ、スイングヤーダ、ハーベスタ、リモコン式地拵え機、ICT機器搭載機種等のリース	リース料、海上輸送費(片道)	・将来ビジョン等に記載した作業システムを確立する取組を基本とし、既存の作業システムの代替は対象外とする ・意欲と能力のある林業経営体は増額対象	

(注) 補助金額は、各大区分ごとに千円未満切捨とする。

(注) 支援の対象は、原則として、「将来ビジョン」「産地計画」策定の事業体は、その内容に沿った上記の取り組みとする。また、「産地計画」未作成の事業体は、計画承認申請までの作成を必須とし、「産地計画」作成済で「将来ビジョン」未作成の事業体は、令和9年度までに「将来ビジョン」も作成することとし、その内容に沿った上記の取組とする。



事業計画(実績)明細書 (要領様式第2号)

事業主体 : 林業事業体 ・ 林業関係団体

区 分		交付対象経費	積上根拠(目的・経費積上根拠の詳細を記載)	当年度事業費(円)		備 考
大区分	中区分			計	県補助金	
将来ビジョン 実行						
	小 計			0	0	県補助金千円未満切捨
生産対策						
	小 計			0	0	県補助金千円未満切捨
担い手対策						
	小 計			0	0	県補助金千円未満切捨
高性能林業 機械リース						
	小 計			0	0	県補助金千円未満切捨
合 計				0	0	

- ※ 行が不足する場合は、適宜追加すること。
- ※ 中区分欄は、別紙の中区分リストから転記すること。
- ※ 交付対象経費欄は、別紙の交付対象経費リストから転記して下さい。リストにない場合は、適宜詳細が分かるように記載すること。
- ※ 積上げ根拠は、目的、人数、単価などの計算式等を記載すること。
- ※ 変更計画は、変更前の事項を上段、変更後の事項を下段に2段書きすること。
- ※ 備考欄に証拠書類番号等を記載すること。

(要領様式第3号)

番  
年 月 日  
号

事業主体の代表 様

長崎県林政課長

年度もりびとの魅力きらめきアップ支援事業実施計画の  
承認及び同事業費補助金の内示について

年 月 日付け(文書番号)で承認申請のあった 年度もりびとの魅力きらめきアップ支援事業実施計画書についてこれを承認し、同事業費補助金を下記のとおり内示します。

なお、補助金交付申請書の提出期限は 年 月 日と定められたので通知します。

記

森林環境譲与税事業(もりびとの魅力きらめきアップ支援事業) (単位:円)

事業主体 : 林業事業体・林業関係団体 ※いずれかを記載

大区分	既内示額	今回内示額	内示額計
将来ビジョン実行			
生産対策			
担い手対策			
高性能林業機械リース			
計			